

忠岡町空家等管理活用支援法人の指定に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 町長は、支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、申請に関する必要事項を定めない。

(支援法人の指定)

第3条 町長は、支援法人の活用に関する本町の方針が定められるまでの間、指定を行わない。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。